

埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向け、多様なステークホルダーの積極的な参画及び連携を推進することにより、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉県」を実現することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) SDGsに関連するシンポジウム・セミナー等イベントの開催
- (2) 参加団体が実施するSDGs関連イベントの広報・発信
- (3) 参加団体の情報共有及び交流に資する事業
- (4) 埼玉版SDGsの推進に資する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本要綱を遵守する企業、団体等の会員をもって組織する。

- 2 本会は、本社又は事業所を県内に有し、県内でSDGsの達成に資する活動を行うことを加入要件とする。
- 3 本会への加入を希望する者は、所定の様式により入会申込書を提出しなければならない。
- 4 会員は、書面等により届け出て退会することができる。
- 5 会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - (1) 本要綱に違反又は本会の信用を著しく害したとき
 - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
 - (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - (4) 事務局と会員との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡が取れなくなり、1年を越えたとき
 - (5) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(運営協議会)

第5条 運営協議会は、本会の運営に必要な以下の事項について協議を行う。

- (1) 運営方針案、活動計画の策定
- (2) 分科会の設置
- (3) その他本会の運営に必要な事項

2 運営協議会は、各業界団体等から委員を選出する。

(分科会)

第6条 本会は、必要に応じて会員の一部により組織された分科会を設置することができる。

- 2 本会の会員は、分科会等の設置を提案できる。
- 3 分科会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 分科会の活動内容については、適宜事務局に報告しなければならない。

(運営)

第7条 本会への入会金及び年会費は、無料とする。ただし、プラットフォームで実施する活動のために必要と認められる場合は、当該活動に参加した会員から相応の負担金を徴収することができる。

(事務局)

第8条 本会に事務局を置く。

2 本会の事務局は、埼玉県企画財政部計画調整課に置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は運営協議会が別に定める。

附則

本要綱は、令和2年9月1日から施行する。